

要望No.	枝	制度	回答No.	省庁横断	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の導入を阻害している現行の法規制の内容	その他	＜ 所 管 府 省 庁 の 回 答 ＞						
												該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
国0018001	1		A10006	2	15	三洋信販債権回収株式会社	国税徴収事業	現在国税庁の徴収事業は納税コールセンターにて行われている。これを官民競争入札等の対象とすることで、民間のノウハウ活用などにより、徴収コストや業務効率の改善が可能になると考えられる。但し、入札を導入するにおいて、円滑に民が業務を行うためには、弁護士法72条の適用除外を検討して頂きたい。	現在国税庁が実施している国税徴収事業のうち納税コールセンターにおける徴収事業については、債権回収会社などの民間事業者が同様の事業を行っている実績があり、官民競争入札等の対象とすることで、民間のノウハウ活用等により滞り納税額の減少と徴収コストの削減が期待できると考えられる。	現在の国税徴収法では委託が想定されておらず、業務委託が可能かどうか不明であり、明文化して頂きたい。また、弁護士法72条により非弁護士による法律事務の取扱禁止規定があり、業務委託が許されても事実上請求行為が出来ない。		弁護士法第72条、第77条第3項	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	D	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債権者の利益を害するおそれが少なくない。国税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、国税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		財務省
国0018001	2		A12003	2	15	三洋信販債権回収株式会社	国税徴収事業	現在国税庁の徴収事業は納税コールセンターにて行われている。これを官民競争入札等の対象とすることで、民間のノウハウ活用などにより、徴収コストや業務効率の改善が可能になると考えられる。但し、入札を導入するにおいて、円滑に民が業務を行うためには、弁護士法72条の適用除外を検討して頂きたい。	現在国税庁が実施している国税徴収事業のうち納税コールセンターにおける徴収事業については、債権回収会社などの民間事業者が同様の事業を行っている実績があり、官民競争入札等の対象とすることで、民間のノウハウ活用等により滞り納税額の減少と徴収コストの削減が期待できると考えられる。	現在の国税徴収法では委託が想定されておらず、業務委託が可能かどうか不明であり、明文化して頂きたい。また、弁護士法72条により非弁護士による法律事務の取扱禁止規定があり、業務委託が許されても事実上請求行為が出来ない。		国税通則法(昭和37年4月2日法律第66号) 国税徴収法(昭和34年4月20日法律第147号)	国税の徴収事務は、内国税の適正・公平な徴収を図ることを目的として、納期限の広範、あらゆる機会を通じた納付のしやすさ等により国税の期限内収納の実現を図るとともに、期限外に納付を行わない納税者に対して督促状を送付の上、最終的には滞納処分を執行するなど厳正・的確な滞納整理を行っている。 集中電話催告センター室(いわゆる納税コールセンター)の電話催告に当たっては、滞納者の個々の実情に即した納付のしやすさ(電話・文書)により、滞納者に納付させるようにするとともに、それができない場合には税務署に引き継ぎ、税務署において、必要に応じて、財産調査、差押え等の厳正な処分を行っている。他方、資力に問題のある納税者の生活の維持や事業の継続に配慮し、猶予などの徴収緩和措置を図っている。	D C	-	次の理由により、全面的な民間開放は問題があると考えられる。 1 国税の徴収は、財産の差押えなど国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使を伴うものである。 2 集中電話催告センター室(いわゆる納税コールセンター)における電話催告は、税務署における財産調査、差押え等の公権力の行使の必要性の判断を伴うものであり、この事務のみを切り離して民間に委託する場合、税務署等における徴収事務が円滑に進められなくなる。(なお、非常勤職員を活用しているが、職員の指導の下で電話催告を行っている。) 3 滞納整理に当たっては、国税当局が保有する極めて守秘性の高い個人情報が必要となるが、税務行政に対する国民の信頼を維持するためにも、この個人情報 の適正な取扱いが求められる。		財務省
国0029005	1		A12009	2	15	キャリアバンク株式会社	国税について	申告書(確定申告書・消費税申告書等)・各種届出書(青色申告書等)の受付業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		財務省組織規則第384条 国税庁の行政文書の取扱いに関する訓令第19.20.22条	公文書類の接受に関する事務は総務課において行っており、收受した文書に押印(公印)は総務課で管理している。	C	IV	郵送で提出された申告書等の開封及び区分作業等定型的な作業については、既に公募により採用した非常勤職員を活用済。	左記のとおり	財務省

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	要望主体名	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の導入を阻害している現行の法規制の内容	その他	所管府省庁の回答						
											該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
0029005	7		A12015	2	15	キャリアバンク株式会社 国税について	納付書の発行・送付、振替納税の利用促進業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等	-	・納付書用紙の作成・送付は、民間競争入札による外部委託により実施している。なお、その発送は申告書用紙の発送時に同封して行っている。 ・振替納税の利用勧奨については、所得税及び消費税の納税者を対象に、一般広報や申告、相談、説明会など納税者と接触する様々な機会に併せて実施している。	C	V	・納付書用紙の作成・送付については、業務の内容が単純作業であり、今後も民間競争入札により外部委託を行うこととしている。 ・振替納税の利用状況が、既に納税者の6割〜7割に達している中、その利用勧奨は、申告、相談、説明会など納税者と接触する様々な機会に併せて実施している。 振替納税の利用勧奨は、振替納税の利用に関連する申告、相談、説明会などに併せて実施することが効果的・効率的であり、当該事務を切り分けることは困難である。	・納付書用紙の作成・送付については、民間業者に外部委託している。 ・振替納税の利用勧奨に係る補助事務についてアルバイト職員が従事している場合がある。	財務省	
0029008	8		A12016	2	15	キャリアバンク株式会社 国税について	督促業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		国税通則法(昭和37年4月2日法律第66号) 国税徴収法(昭和34年4月20日法律第147号)	国税の徴収事務は、内国税の適正・公平な徴収を図ることを目的として、納期限の広報、あらゆる機会を通じた納付の奨励等により国税の期限内収納の実現を図るとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して督促状を送付の上、最終的には滞納処分を執行するなど厳正・的確な滞納整理を行っている。 滞納整理に当たっては、滞納者の置ける実情に即した対応をとる必要があるため、納付の奨励(電話・文書・面接)などにより、滞納者に納付させるようになるとともに、納税者の実情を把握した上で、財産調査、差押え等の厳正な処分を行う。他方、資力に問題のある納税者の生活の維持や事業の継続に配慮し、猶予などの徴収緩和措置を図っている。このため、納付の奨励等による滞納整理に至るまでの一連の事務の中で一体として進行しているものであり、単に納付の奨励を行うだけのものではない。	D 一部 C	-	次の理由により、全面的な民間開放は問題があると考える。 1 国税の徴収は、財産の差押えなど国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使を伴うものである。 2 いわゆる督促業務とは、税務署等における随時や電話による納付奨励や集中電話催告センター室(いわゆる納税コールセンター)における電話催告を意味しているものと思われるが、そうした事務は、税務署における財産調査、差押え等の公権力の行使の必要性の判断を伴うものであり、この事務のみを切り離して民間に委託する場合、税務署等における徴収事務が円滑に進められなくなる。 3 督促も滞納整理の一環で行われるものであるが、滞納整理に当たっては、納税者の実情を把握した上で、差押えなどの厳正な処分を実施する一方で猶予等の徴収緩和措置を図る必要があるから、国税当局が個々に判断して行う必要がある。 4 滞納整理に当たっては、国税当局が保有する極めて守秘性の高い個人情報が必要となるが、税務行政に対する国民の信頼を維持するためにも、この個人情報の適正な取扱いが求められる。	各種文書の発送やシステムへの情報入力などの公権力の行使を伴わない付随的・補助的な事務については、すでに外部委託又はアルバイト化を図っている。	財務省
0031001	7		A12024	2	15	株式会社エフアンドエム 国税について	納付書の発行・送付、振替納税の利用促進業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等	-	・納付書用紙の作成・送付は、民間競争入札による外部委託により実施している。なお、その発送は申告書用紙の発送時に同封して行っている。 ・振替納税の利用勧奨については、所得税及び消費税の納税者を対象に、一般広報や申告、相談、説明会など納税者と接触する様々な機会に併せて実施している。	C	V	・納付書用紙の作成・送付については、業務の内容が単純作業であり、今後も民間競争入札により外部委託を行うこととしている。 ・振替納税の利用状況が、既に納税者の6割〜7割に達している中、その利用勧奨は、申告、相談、説明会など納税者と接触する様々な機会に併せて実施している。 振替納税の利用勧奨は、振替納税の利用に関連する申告、相談、説明会などに併せて実施することが効果的・効率的であり、当該事務を切り分けることは困難である。	・納付書用紙の作成・送付については、民間業者に外部委託している。 ・振替納税の利用勧奨に係る補助事務についてアルバイト職員が従事している場合がある。	財務省	

分類№					＜ 所 管 府 省 庁 の 回 答 ＞													
要望No.	枝	制度	回答No.	省庁横断	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の導入を阻害している現行の法規制の内容	その他	該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
0031001	8		A12025	2	15	株式会社エフアンドエム	国税について	督促業務の市場化テスト又は民間競争入札		現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等	国税通則法(昭和37年4月2日法律第66号) 国税徴収法(昭和34年4月20日法律第147号)	国税の徴収事務は、内国税の適正・公平な徴収を図ることを目的として、納期限の広報、あらゆる機会を通じた納付のしやすさ等により国税の期限内収納の実現を図るとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して督促状を送付の上、最終的には滞納処分を執行するなど厳正・的確な滞納整理を行っている。 滞納整理に当たっては、滞納者の個々の実情に即した対応をとる必要があるため、納付のしやすさ(電話・文書・面接)などにより、滞納者に納付させるようにするとともに、納税者の実情を把握した上で、財産調査、差押え等の厳正な処分を行う。他方、資力に問題のある納税者の生活の維持や事業の継続に配慮し、猶予などの徴収緩和措置を図っている。このため、納付のしやすさ等は、最終的に滞納処分に至るまでの一連の事務の中で一体として遂行しているものであり、単に納付のしやすさを行うだけのものではない。	D-1部 C	-	次の理由により、全面的な民間開放は問題があると考える。 1 国税の徴収は、財産の差押えなど国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使を伴うものである。 2 いわゆる督促業務とは、税務署等における臨戸や電話による納付しやすさや集中電話催告センター室(いわゆる納税コールセンター)における電話催告を意味しているものと思われるが、そうした事務は、税務署における財産調査、差押え等の公権力の行使の必要性の判断を伴うものであり、この事務のみを切り離して民間に委託する場合、税務署等における徴収事務が円滑に進められなくなる。 3 督促も滞納整理の一環で行われるものであるが、滞納整理に当たっては、納税者の実情を把握した上で、差押えなどの厳正な処分を実施する一方で猶予等の徴収緩和措置を図る必要があることから、国税当局が個々に判断して行う必要がある。 4 滞納整理に当たっては、国税当局が保有する極めて守秘性の高い個人情報が必要となるが、税務行政に対する国民の信頼を維持するためにも、この個人情報の適正な取扱いが求められる。	各種文書の発送やシステムへの情報入力などの公権力の行使を伴わない付随的・補助的な事務については、すでに外部委託又はアルバイト化を図っている。	財務省
0042001			A12028	2	15	株式会社 沖縄債権回収サービス	国税業務について、官民競争入札等を実施	国税の徴収等、左記に付随する事務手続き全般について官民競争入札を実施すべき		官民競争入札を導入することで、徴収業務に携わる職員のコスト削減意識を高めることができる。また、その分について国民が負担する税金の減少につながる。次に、民間が落札した場合、民間会社の創意工夫および稼働時間を活用した徴収率の向上を図ることができる。	調査中	国税通則法(昭和37年4月2日法律第66号) 国税徴収法(昭和34年4月20日法律第147号)	国税の徴収事務は、内国税の適正・公平な徴収を図ることを目的として、納期限の広報、あらゆる機会を通じた納付のしやすさ等により国税の期限内収納の実現を図るとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して督促状を送付の上、最終的には滞納処分を執行するなど厳正・的確な滞納整理を行っている。 滞納整理に当たっては、滞納者の個々の実情に即した対応をとる必要があるため、納付のしやすさ(電話・文書・面接)などにより、滞納者に納付させるようにするとともに、納税者の実情を把握した上で、財産調査、差押え等の厳正な処分を行う。他方、資力に問題のある納税者の生活の維持や事業の継続に配慮し、猶予などの徴収緩和措置を図っている。	D-1部 C		次の理由により、全面的な民間開放は問題があると考える。 1 国税の徴収は、財産の差押えなど国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使を伴うものである。 2 滞納整理に当たっては、納税者の実情を把握した上で、差押えなどの厳正な処分を実施する一方で猶予等の徴収緩和措置を図る必要があることから、国税当局が個々に判断して行う必要がある。 3 滞納整理に当たっては、国税当局が保有する極めて守秘性の高い個人情報が必要となるが、税務行政に対する国民の信頼を維持するためにも、この個人情報の適正な取扱いが求められる。	国税の徴収事務については、 ・差押え財産の選搬・保管 ・公売財産の鑑定 ・公売広報 などの公権力の行使を伴わない付随的な事務については、すでに外部委託を行っている。 また、 ・各種文書の情報入力 ・システムへの情報入力 などの公権力の行使を伴わない補助的な業務については、すでにアルバイト化を図っている。	財務省
0049001	2		A12030	2	15	民間企業	「税金滞納者初期督促の民間運営」	コールセンター事業のノウハウを生かして運営することにより、「業務の標準化、可視化、品質の向上、コストの変動費化、並びにサービスレベルの向上」が見込まれるため。		回答が定型化できる初期督促業務については、コールセンターに集約して一元管理することが可能。競争入札の対象とすることで、コスト削減、対応件数の増加が見込まれる。		国税通則法(昭和37年4月2日法律第66号) 国税徴収法(昭和34年4月20日法律第147号)	国税の徴収事務は、内国税の適正・公平な徴収を図ることを目的として、納期限の広報、あらゆる機会を通じた納付のしやすさ等により国税の期限内収納の実現を図るとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して督促状を送付の上、最終的には滞納処分を執行するなど厳正・的確な滞納整理を行っている。 集中電話催告センター室(いわゆる納税コールセンター)の電話催告に当たっては、滞納者の個々の実情に即した納付のしやすさ(電話・文書)により、滞納者に納付させるようにするとともに、それができない場合には税務署に引き継ぎ、税務署において、必要に応じ、財産調査、差押え等の厳正な処分を行っている。他方、資力に問題のある納税者の生活の維持や事業の継続に配慮し、猶予などの徴収緩和措置を図っている。	D-1部 C		次の理由により、全面的な民間開放は問題があると考える。 1 国税の徴収は、財産の差押えなど国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使を伴うものである。 2 集中電話催告センター室(いわゆる納税コールセンター)における電話催告は、税務署における財産調査、差押え等の公権力の行使の必要性の判断を伴うものである。この事務のみを切り離して民間に委託する場合、税務署等における徴収事務が円滑に進められなくなる。(なお、非常勤職員を活用しているが、職員の指導の下で電話催告を行っている) 3 滞納整理に当たっては、国税当局が保有する極めて守秘性の高い個人情報が必要となるが、税務行政に対する国民の信頼を維持するためにも、この個人情報の適正な取扱いが求められる。	各種文書の発送やシステムへの情報入力などの公権力の行使を伴わない付随的・補助的な事務については、すでに外部委託又はアルバイト化を図っている。	財務省

要望No.	枝	制度	回答No.	省庁横断	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の導入を阻害している現行の法規制の内容	その他	所管府省庁の回答						
												該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
国 002900 5		2	A12010	3	15	キャリアバンク株式会社	国税について	e-Taxを利用できるまでの書類手続の代行。その後のe-Tax入力サポートの市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		-	e-Taxを利用するに当たって必要となる、パソコン環境の設定、開始届出書の作成・提出、電子証明書の取得、ICカードリーダードライタの設定等は納税者が準備又は設定を行うものである。	E	-	e-Taxを利用するに当たって必要となる、パソコン環境の設定、開始届出書の作成・提出、電子証明書の取得、ICカードリーダードライタの設定等は納税者が準備又は設定を行うものである。	-	財務省
国 002900 5		3	A12011	3	15	キャリアバンク株式会社	国税について	所得税納税証明書の発行業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		国税通則法(昭和37年4月2日法律第66号)	納税者から納税証明書の交付請求を受けた場合は、本人の申告及び納付状況等の確認に基づき、納税証明書を作成し、手数料を徴収した上で、これを交付している。	D 一部 C	-	納税証明書は、納付すべき税額や所得金額など納税者にとって極めて守秘性の高い個人情報等を証明するものである。この発行業務を外部に委託する場合は、全ての納税者に係るこれらの情報を民間業者が検索・把握できるようにすることが前提となるが、民間業者にこのような情報の取得を許容することは、極めて守秘性の高い個人情報等の管理上適当でなく、納税者から信頼性を問われることにもなりかねない。民間業者が納税証明書に係る情報を検索・把握できるようにするためには、KSKシステムへのアクセスを必要があるが、国税の根幹であるKSKシステムへのアクセスを許容することは不可能である。	納税証明書の発行事務に係る補助事務についてアルバイト職員が従事している場合がある。	財務省
国 002900 5		4	A12012	3	15	キャリアバンク株式会社	国税について	個人の確定申告書作成相談、申告書作成指導の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		-	・確定申告期間においては、全国524の税務署等において申告書の作成相談・指導等を行っているところである。 ・確定申告書の作成相談・指導に当たっては、厳密な秘密保持体制の確立が必要であり、また、税理士法により、税理士又は税理士法人以外の者が申告相談を行うことは禁じられている。	C V		増え続ける年金受給者等の申告相談に対応するために、平成17年度から全国の国税局において、外部委託により年金受給者等を対象とした確定申告書の作成相談・指導を行っている。 なお、確定申告書の作成相談・指導は税理士業務に該当することから、一般競争入札に際しては、講師を税理士に限定して行っている。	【平成17年度実績】 ○年金受給者説明会 会場数:314会場 実施回数:1,135回	財務省

要望No.	枝	制度	回答No.	省庁横断	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の導入を阻害している現行の法規制の内容	その他	所管府省庁の回答						
												該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
国0029005		5	A12013	3	15	キャリアバンク株式会社	国税について	電子申告促進の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		—	申告相談等の際に、e-Taxの利用希望者に対して、チラシ、パンフレットの配布等により利用勧奨を行っているが、こうした利用勧奨は相談事務の一環として行っている。	E	—	申告相談等の際に、e-Taxの利用希望者に対して、チラシ、パンフレットの配布等により利用勧奨を行っているが、こうした利用勧奨は相談事務の一環として行っている。	—	財務省
国0029005		6	A12014	3	15	キャリアバンク株式会社	国税について	電話および来訪の税務相談の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		税理士法2条、38条、52条	1. 税務相談室では、納税者が申告納税制度の下で、納税の意義を理解し、自発的な納税義務の履行を実現するための税に関する情報の提供を目的として、年間約290万件の電話及び面接による税務に関する一般相談に全国約630人の職員で対応している。 2. 各税務署窓口においては、電話及び来署により税務に関する一般的な相談、問い合わせがあった場合に対応しているが、業務量については、算出困難なため上記に含めていない。	C	V	税務相談は税理士法第2条により税理士の業務とされ、同法第52条において、税理士以外にはできない旨規定されている。また、同法第38条においては秘密を守る義務が課せられている。 なお、税理士が電話及び来訪による税務相談を行なう場合は、法令上の手当てを行なうことなく対応は可能である。	—	財務省
国0031001		1	A12018	3	15	株式会社エフアンドエム	国税について	申告書(確定申告書・消費税申告書等)・各種届出書(青色申告書等)の受付業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		財務省組織規則第384条 国税庁の行政文書の取扱いに關する訓令第19.20.22条	公文書類の接受に関する事務は総務課において行っており、收受した文書に押なする收受印(公印)は総務課で管理している。	C	IV	郵送で提出された申告書等の開封及び区分作業等定型的な作業については、既に公募により採用した非常勤職員を活用済。	左記のとおり	財務省

要望No.	枝	制度	回答No.	省庁横断	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の導入を阻害している現行の法規制の内容	その他	所管府省庁の回答							
												該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁	
003100 1	2		A12019	3	15	株式会社エフアンドエム	国税について	e-Taxを利用できるまでの書類手続の代行。その後のe-Tax入力サポートの市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		-	e-Taxを利用するに当たって必要となる、パソコン環境の設定、開始届出書の作成・提出、電子証明書の取得、ICカードリーダードライタの設定等は納税者が準備又は設定を行うものである。	E	-	e-Taxを利用するに当たって必要となる、パソコン環境の設定、開始届出書の作成・提出、電子証明書の取得、ICカードリーダードライタの設定等は納税者が準備又は設定を行うものである。	-	財務省	
003100 1	3		A12020	3	15	株式会社エフアンドエム	国税について	所得税納税証明書の発行業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		国税通則法(昭和37年4月2日法律第66号)	納税者から納税証明書の交付請求を受けた場合は、本人の申告及び納付状況等の確認に基づき、納税証明書を作成し、手数料を徴収した上で、これを交付している。	D C	-	納税証明書は、納付すべき税額や所得金額など納税者にとって極めて守秘性の高い個人情報等を証明するものである。この発行業務を外部に委託とした場合は、全ての納税者に係るこれらの情報を民間業者が検索・把握できるようにすることが前提となるが、民間業者にこのような情報の取得を許容することは、極めて守秘性の高い個人情報等の管理上適当でなく、納税者から信頼性を問われることにもなりかねない。民間業者が納税証明書に係る情報を検索・把握できるようにするためには、KSKシステムへのアクセスを必要があるが、国税の根幹であるKSKシステムへのアクセスを許容することは不可能である。		納税証明書の発行事務に係る補助事務についてアルバイト職員が従事している場合がある。	財務省
003100 1	4		A12021	3	15	株式会社エフアンドエム	国税について	個人の確定申告書作成相談、申告書作成指導の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		-	・確定申告期間においては、全国524の税務署等において申告書の作成相談・指導等を行っているところである。 ・確定申告書の作成相談・指導に当たっては、厳密な秘密保持体制の確立が必要であり、また、税理士法により、税理士又は税理士法人以外の者が申告相談を行うことは禁じられている。	C	V	増え続ける年金受給者等の申告相談に対応するために、平成17年度から全国の国税局において、外部委託により年金受給者等を対象とした確定申告書の作成相談・指導を行っている。 なお、確定申告書の作成相談・指導は税理士業務に該当することから、一般競争入札に際しては、講師を税理士に限定して行っている。		【平成17年度実績】 ○年金受給者説明会 会場数:314会場 実施回数:1,135回	財務省

要望No.	枝	制度	回答No.	省庁横断	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の導入を阻害している現行の法規制の内容	その他	所管府省庁の回答						
												該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
003100 1	5		A12022	3	15	株式会社エフアンドエム	国税について	電子申告促進の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		—	申告相談の際に、e-Taxの利用希望者に対して、チラシ、パンフレットの配布等により利用動向を行っているが、こうした利用動向は相談事務の一環として行っている。	E	—	申告相談の際に、e-Taxの利用希望者に対して、チラシ、パンフレットの配布等により利用動向を行っているが、こうした利用動向は相談事務の一環として行っている。	—	財務省
003100 1	6		A12023	3	15	株式会社エフアンドエム	国税について	電話および来訪の税務相談の市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		税理士法2条、38条、52条	1. 税務相談室では、納税者が申告納税制度の下で、納税の意義を理解し、自発的な納税義務の履行を実現するための税に関する情報の提供を目的として、年間約290万件の電話及び面接による税務に関する一般相談に全国約630人の職員で対応している。 2. 各税務署窓口においては、電話及び来署により税務に関する一般的な相談、問い合わせがあった場合に対応しているが、業務量については、算出困難なため上記に含めていない。	C	V	税務相談は税理士法第2条により税理士の業務とされ、同法第52条において、税理士以外にはできない旨規定されている。また、同法第38条においては秘密を守る義務が課せられている。 なお、税理士が電話及び来訪による税務相談を行なう場合は、法令上の手当てを行なうことなく対応は可能である。	—	財務省
004900 1	1		A12029	3	15	民間企業	「税務手続相談の民間運営」	各税務署に定時的に入る税務相談(深い専門知識を必要としない手続き等に関する対応を業務範囲とする)において電話にて対応。	回答が定型化できる相談受付業務については、コールセンターに集約して一元管理することが可能。競争入札の対象とすることで、コスト削減、対応件数の増加が見込まれる。			税理士法2条、38条、52条	1. 税務相談室では、納税者が申告納税制度の下で、納税の意義を理解し、自発的な納税義務の履行を実現するための税に関する情報の提供を目的として、年間約290万件の電話及び面接による税務に関する一般相談に全国約630人の職員で対応している。 2. 各税務署窓口においては、電話及び来署により税務に関する一般的な相談、問い合わせがあった場合に対応しているが、業務量については、算出困難なため上記に含めていない。	C	V	税務相談は税理士法第2条により税理士の業務とされ、同法第52条において、税理士以外にはできない旨規定されている。また、同法第38条においては秘密を守る義務が課せられている。 なお、税理士が電話及び来訪による税務相談を行なう場合は、法令上の手当てを行なうことなく対応は可能である。	—	国税庁

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の導入を阻害している現行の法規制の内容	その他	所管府省庁の回答						
												該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
国 004901 1			A12031	4		民間企業	「年末調整問合窓口の民間運営」	特定の時期に増加する特定の質問に対する対応窓口を運営、一次受付を集約することによってコスト削減を図り、かつコールセンター事業のノウハウを生かし運営することにより、「業務の標準化、可視化、品質の向上、コストの変動費化、並びにサービスレベルの向上」が見込まれ、かつ低廉な業務の実現が可能になると考えられるため。	競争入札の対象とすることで、コスト削減、より質の高いサービス提供が見込まれるため。			税理士法2条、38条、52条	1. 税務相談室では、納税者が申告納税制度の下で、納税の意義を理解し、自発的な納税義務の履行を実現するための税に関する情報の提供を目的とするもので、電話及び面接による年末調整に関する一般相談に対応している。その業務量は、税務相談件数全体に占める年末調整関係のウェイトに基づき推計すると、全国の税務相談室及び分室を合わせて十数名程度の業務量に相当すると見込まれる。 2. 各税務署窓口においては、電話及び来署により年末調整に関する一般的な相談、問い合わせがあった場合に対応しているが、業務量については、算出困難なため上記に含めていない。	C	V	税務相談は税理士法第2条により税理士の業務とされ、同法第52条において、税理士以外にはできない旨規定されている。また、同法第38条においては秘密を守る義務が課せられている。 なお、税理士が電話及び来訪による税務相談を行なう場合は、法令上の手当てを行なうことなく対応は可能である。	—	財務省
国 002900 5	9		A12017	9	15	キャリアバンク株式会社	国税について	国税庁所有のデータを民間の視点での統計を行う業務に関する市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		—	国税庁では、内国税の賦課及び徴収に係る基本事項について統計表を作成し、ホームページ等を通じて広く一般に公表している。	E	—	統計表の利用に当たっての制約は設けていないので、必要に応じて自由にご活用いただきたい。	—	財務省
国 003100 1	9		A12026	9	15	株式会社エフアンドエム	国税について	国税庁所有のデータを民間の視点での統計を行う業務に関する市場化テスト又は民間競争入札	現在、税務署が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。	税理士法等		—	国税庁では、内国税の賦課及び徴収に係る基本事項について統計表を作成し、ホームページ等を通じて広く一般に公表している。	E	—	統計表の利用に当たっての制約は設けていないので、必要に応じて自由にご活用いただきたい。	—	財務省

要望No.	枝	制度	回答No.	省庁横断	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の導入を阻害している現行の法規制の内容	その他	＜ 所 管 府 省 庁 の 回 答 ＞						
												該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
国 002900 6			A14017	2		キャリアバンク株式会社	労働保険料の徴収業務	労働保険の適用による労働保険料(雇用保険料及び労災保険料)の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、各都道府県単位の労働局が保険料の徴収・督促を実施している。労働保険事務組合が零細な事務所の労働保険料の申告・納付を実施しているが、それ以外の事業所の徴収・督促業務を官民競争入札等の対象にすることにより、スピードアップ・コストダウン並びに指導などの向上の効果が期待出来ます。	労働保険徴収法		労働保険徴収法第10条、第26条、労働保険徴収法施行規則第1条	労働保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務は、法令上政府が行うこととされており、都道府県労働局等において事務を行っている。	D	I	労働保険料の徴収業務は、強制保険である労働保険制度の適正な運営を行うため、事業主が納めるべき保険料を職権により決定したり、立入調査や強制徴収を行う等、国民の権利・義務に直接影響を及ぼす公権力の行使となる業務である。このため、政府が直接に關与し、明確かつ十分に運営責任を果たす必要がある。したがって、市場化テスト又は民間競争入札の対象とすることはできない。		厚生労働省
国 003701 2			A10010	2		ビーウィズ株式会社	「交通違反者罰金未納者 督促業務の民間運営」	コールセンター事業のノウハウを生かして運営することにより、「業務の標準化、可視化、品質の向上、コストの変動費化、並びにサービスレベルの向上」が見込まれるため。	競争入札の対象とすることで、コスト削減、より質の高いサービス提供が見込まれるため。			・刑法9条 ・刑事訴訟法第472、490条 ・徴収事務規程第14、15、16、17、19、20、23条	罰金は刑罰であり、検察官又は検察官の指揮監督により検察事務官が、罰金に係る裁判の執行にあっている。	D	I	○罰金は、刑罰であることから、検察官の指揮監督により適正に執行すべきであり、督促業務の民間運営を実施した場合、民間企業が刑罰を執行することとなる。 ○罰金が納付できない者については、罰金の一部納付又は労役場に留置するなど検察官の判断により個別具体的な対応をとる必要があるところ、督促業務の民間運営を実施した場合、その判断を民間業者がすることとなり、裁判の執行が適正に確保できるか問題がある。 ○督促業務を行う際、罰金未納者の氏名、住所、電話番号、前科情報等の個人情報を取扱うことが予想され、未納者の前科情報が流出する可能性があるため、個人情報の保秘に問題がある。		法務省
国 003900 1			A10011	2		民間企業	医療費未収金の特定金銭債権扱い対応	医療費未収金が特定金銭債権として取扱い可能になればサービスにて督促業務が可能になり、回収率の改善が見込める。	医療費未収金の回収率改善	弁護士法/サービス法		債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項	サービスを取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。サービス法の立法目的が金融機関等の不良債権の実質的処理と債権の流動化の促進などであることから、医療費未収金はこれに含まれていない。	D	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債権者の利益を害するおそれが少なくない。医療費の未払いは、単に経済的な理由による場合だけでなく、医療自体に関する種々の紛争(債務不履行等)を伴うことも少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと認められるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。また、同様の理由からサービスへの取扱いを可能とすることも適当でない。		法務省

要望No.	枝	制度	回答No.	省庁横断	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の導入を阻害している現行の法規制の内容	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
												該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
国 005500 2			A18005	2		個人	公害健康被害者に対する補償の原資となっている賦課金の徴収業務の民間委託の推進について	公害健康被害者に対する補償の原資として、全国の硫黄酸化物排出事業者から賦課金を徴収しているが、この徴収業務について、民間競争入札による民間委託を推進すべきである	賦課金徴収業務は、定型的なものであり、かつ債権回収業者など知見を有する事業者が担った方が費用効率的かつ確実に行うことができるため	公害健康被害の補償等に関する法律において、賦課金の徴収業務は環境再生保全機構が担うことになっており、受託した民間業者も徴収業務を行うようにすべきである		●公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号) § 52～ § 61 ●公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(昭和49年総理府・通商産業省令第4号) § 3～ § 9、 § 16～ § 22 ●独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号) § 10①-イ	●補償財源の適正な確保のため、以下の業務を行い、例年99.99%という高い取納率を維持している。 ①納付義務者名簿(非公開)の管理(移転、合併、営業譲渡等による変更に伴う管理を含む) ②事業所への申告書類の送付 約8,500件 ③申告納付期間内に、正確な申告及び期限内納付を促すため、納付義務者に対し技術的な説明会を実施(全国約100箇所) ④納付義務者からの照会に対する指導 約2,400件/年 ⑤申告書の受理、申告内容の審査 約8,500件 ⑥都道府県等への補償給付費納付金等を審査の上、納付 ●滞納者に対しては、公害健康被害の補償等に関する法律第17条に基づき、督促を行い納付勧奨を行うこととしている。	E	-	●機構は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的かつ効果的だと認められる業務については、その業務を委託することができることとされており(独立行政法人環境再生保全機構業務方法書 § 54②)、現に徴収業務の一部を商工会議所に委託している(同 § 54③)。これにより賦課金の取納率は99.99%を達成しており、現時点で公害健康被害者に対する補償費の給付に支障をきたしていない。 ●機構からの委託事項に的確に対応するためには、全国的な組織を有し、業種に関係なく、一定以上のSOxを排出するすべての事業所を把握していること、事業活動に係る非公表データの提出を事業者へ促す信頼性を有すること等の条件を備えていることが望ましく、補償給付費等に必要額を確保する(現在の取納率を維持する)等が必須であり、現状では商工会議所への委託が最適であると考えられる。	●全国に散在する納付義務者からの賦課金の徴収については、多くの納付義務者が加入し、全国規模の組織を有する商工会議所の一部(156箇所)に、業務の一部を委託し、円滑かつ効率的な徴収を図っている。 ●商工会議所では、納付義務者を対象に、毎年、申告期間にあわせて全国約100箇所で開催を実施したり、申告書の送付や受理を行うなど、その地域で本制度の指導的役割を担っている。	環境省

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
											該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0017005	1		B09046	2		大阪商工会議所	徴税関連業務	地方税の徴税業務については、強制徴収等公権力の行使に当たる業務は徴税吏員でなければ実施できない(補助的な業務については、一部民間事業者への業務委託が可能)。滞納税者を対象にした徴収業務については、弁護士法に特例措置を設けることでより広範な業務を民間開放するとともに、税目毎の壁を取り除いた一括受注や、徴税率に応じた成功報酬方式の導入等を図りたい。	少額滞納者を対象に納税期限の電話連絡業務を民間委託する地方公共団体も存在するが、その後の督促業務については、弁護士法上の問題があり実施できない状況にある。		地方税法第66条他	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を推進しているところである。	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方0017005	2		B10019	2		大阪商工会議所	徴税関連業務	地方税の徴税業務については、強制徴収等公権力の行使に当たる業務は徴税吏員でなければ実施できない(補助的な業務については、一部民間事業者への業務委託が可能)。滞納税者を対象にした徴収業務については、弁護士法に特例措置を設けることでより広範な業務を民間開放するとともに、税目毎の壁を取り除いた一括受注や、徴税率に応じた成功報酬方式の導入等を図りたい。	少額滞納者を対象に納税期限の電話連絡業務を民間委託する地方公共団体も存在するが、その後の督促業務については、弁護士法上の問題があり実施できない状況にある。		弁護士法第72条、第77条第3項	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	I	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		法務省
地方0005001			B09005	2		株式会社朝日航洋	固定資産税の課税における土地、家屋、償却資産の調査、評価業務の民間解放	固定資産税の課税における業務については、現状では都道府県及び市町村職員により土地、家屋、償却資産の調査、調査結果に基づく各課税台帳への登録、および賦課業務を行なっている。これを民間競争入札にしたい。	固定資産税関係の業務については、既に一部の資料や各種地図の作成及び業務アプリケーション開発などは民間に委託されている。現在各地方自治体で実施している左記業務も民間に委託すれば、人件費を中心とする固定費が大幅に削減され、財政負担の軽減、税金の有効活用ができる。	【現行の規制の内容】 地方税法では、固定資産評価員及び固定資産評価補助員が実地調査によって評価をし評価調書を作成する。これに基づいて市町村長が価額を決定することになっているが、この固定資産評価員及び固定資産評価補助員は地方公務員の資格を有することになっている。 【根拠法令等】 地方税法第353条 固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権 地方税法第405条 固定資産評価補助員 地方税法第408条 固定資産の実地調査	地方税法第403条第2項、第404条、第405条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	I	I・IV	固定資産の実地調査及びそれに基づく評価(地方税法408、409)は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体となす事務である。これらは審査申出の対象となるなど課税庁として説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については、罰則により担保された質問検査権(家屋内部への強制的な立ち入り調査など地方税法353、354)に裏打ちされて実施するものであることから民間委託になじまないと考えられる。		総務省

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
											該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方000800 1	1		B09025	2		蕨市	民間活力の活用として、債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の収納業務を委託する	1. 私人による公金取扱の制限を撤廃するために地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条を全部改正するか、又はそれに基づく下記の政令において特例措置を講ずる必要があります。 (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定を改正、又は(2)地方自治法施行令第158条の2の規定を改正、若しくは(3)地方自治法施行令第158条に新規で私人に収納事務委託ができる特例措置を制定 2. 債権管理回収会社に租税債権の収納業務委託をするために、次に掲げる法令を改正する必要があります。 (1)債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項 (2)債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成11年政令第14号)第1条から第3条 (3)債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	昨今の社会経済状況を見ると、1地域に留まることなく北海道から沖縄まで住民異動が行われています。 滞納者も同様例外なく広域化の傾向が見られます。こうした広域化した滞納者に対しての租税債権の徴収には苦慮しているところであります。 そこで、民間活力を活用し、租税債権を確保するため、全国に100社程度ある債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の回収(公権力を含まない収納)を委託するものであります。 これにより、租税債権の公平性が図られ、併せて収納率の向上が期待されます。 なお、『租税債権を民間に譲渡』することが考えられますが、市民の合意が得られるまでには、相当の期間を要すると思料します。したがって、今回は収納業務を委託することを提案いたします。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方000800 1	2		B10014	2		蕨市	民間活力の活用として、債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の収納業務を委託する	1. 私人による公金取扱の制限を撤廃するために地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条を全部改正するか、又はそれに基づく下記の政令において特例措置を講ずる必要があります。 (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定を改正、又は(2)地方自治法施行令第158条の2の規定を改正、若しくは(3)地方自治法施行令第158条に新規で私人に収納事務委託ができる特例措置を制定 2. 債権管理回収会社に租税債権の収納業務委託をするために、次に掲げる法令を改正する必要があります。 (1)債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項 (2)債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成11年政令第14号)第1条から第3条 (3)債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	昨今の社会経済状況を見ると、1地域に留まることなく北海道から沖縄まで住民異動が行われています。 滞納者も同様例外なく広域化の傾向が見られます。こうした広域化した滞納者に対しての租税債権の徴収には苦慮しているところであります。 そこで、民間活力を活用し、租税債権を確保するため、全国に100社程度ある債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の回収(公権力を含まない収納)を委託するものであります。 これにより、租税債権の公平性が図られ、併せて収納率の向上が期待されます。 なお、『租税債権を民間に譲渡』することが考えられますが、市民の合意が得られるまでには、相当の期間を要すると思料します。したがって、今回は収納業務を委託することを提案いたします。		債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項	サービサーが取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。サービサー法の立法目的が、金融機関等の不良債権の実質的処理と債権の流動化の促進などであることから、租税債権はこれに含まれていない。	I	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少なくない。租税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、租税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。同様の理由から、サービサーにこれを認めるのも適当でない。		法務省
地方001700 3	1		B10003	2		大阪商工会議所	公営住宅の滞納家賃等に関する回収関連業務	公営住宅の滞納家賃等に関する回収業務について、弁護士法の特例措置を設けることにより、サービサーをはじめとする民間事業者へ事業を開放されたい。	公営住宅の滞納家賃等は民法上の私債権であり、法律上の争いのある事項とみなされることから、督促・回収等を担えるのは、公務員と弁護士に限られている。民間開放することにより、滞納家賃等の回収率向上を図る。		弁護士法第72条、第77条第3項	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	I	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少なくない。家賃の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、賃貸借契約及びその履行等に関する種々の紛争を伴う場合も少なくなく、他方、居住者の利益にも配慮する必要があるなど、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。同様の理由からサービサーの取扱いを認めるのも適当でない。なお、紛争性のない案件において、法律事務に至らない収納の代行(請求行為を行わない)を民間業者に委託することは、弁護士法72条に違反しない。		法務省

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	省 庁 の 回 答						
											該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0017003		2	B17004	2		大阪商工会議所	公営住宅の滞納家賃等に関する回収関連業務	公営住宅の滞納家賃等に関する回収業務について、弁護士法の特例措置を設けることにより、サービスをはじめとする民間事業者へ事業を開放されたい。	公営住宅の滞納家賃等は民法上の私債権であり、法律上の争いのある事項とみなされることから、督促・回収等を担えるのは、公務員と弁護士に限られている。民間開放することにより、滞納家賃等の回収率向上を図る。		公営住宅法	公営住宅の家賃の決定並びに家賃等の金銭の請求、徴収及び減免に関する権限については、地方公共団体が行う。 公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	K		弁護士法の特例措置については、法務省の回答を参照されたい。 なお、公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	国土交通省
地方0017004			B09003	2		大阪商工会議所	固定資産税の課税における調査・評価業務	地方税法では、固定資産税の課税に関する実地調査・評価調書の作成を行う固定資産評価員・固定資産評価補助員は、市町村長が選任すると規定されている。包括的な事業委託が可能となるよう規制緩和を図られたい。	この分野は、建設コンサルタント等の民間事業者が専門的な知見・ノウハウを有しているものの、固定資産評価員・固定資産評価補助員のほとんどは市町村の職員が担っており、各種の資料や地図の作成など部分的な業務が民間開放されているにすぎない。		地方税法第403条第2項、第404条、第405条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	I	I・IV	固定資産の実地調査及びそれに基づく評価(地方税法408、409)は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体となす事務である。これらは審査申出の対象となるなど課税庁として説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については、罰則により担保された質問検査権(家屋内部への強制的な立ち入り調査など地方税法353、354)に裏打ちされて実施するものであることから民間委託になじまないと考えられる。		総務省
地方0018001		1	B10004	2		三洋信販債権回収株式会社	公営住宅滞納家賃徴収事業	公営住宅の賃料債権の徴収業務は弁護士法72条における非弁護士の法律事務取扱禁止に抵触するため、請求行為が出来ません。よって弁護士法72条の適用除外をご検討頂きたい。	地方公共団体における公営住宅サービスの運営の内、滞納家賃の徴収については民間業者の回収ノウハウ活用により、家賃滞納額の減少と徴収コストの削減が期待できる。	既に複数の地方自治体より要請があります。	弁護士法第72条、第77条第3項	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	I	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少なくない。家賃の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、賃貸借契約及びその履行等に関する種々の紛争を伴う場合も少なくなく、他方、居住者の利益にも配慮する必要があるなど、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられ、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。なお、紛争性のない案件において、法律事務に至らない収納の代行(請求行為を行わない)を民間業者に委託することは、弁護士法72条に違反しない。		法務省

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
											該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0018001	2		B17005	2		三洋信販債権回収株式会社	公営住宅滞納家賃徴収事業	官営住宅の賃料債権の徴収業務は弁護士法72条における非弁護士の法律事務取扱禁止に抵触するため、請求行為が出来ません。よって弁護士法72条の適用除外をご検討頂きたい。	地方公共団体における公営住宅サービスの運営の内、滞納家賃の徴収については民間業者の回収ノウハウ活用により、家賃滞納額の減少と徴収コストの削減が期待できる。	既に複数の地方自治体より要請があります。	公営住宅法	公営住宅の家賃の決定並びに家賃等の金銭の請求、徴収及び減免に関する権限については、地方公共団体が行う。 公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	K		弁護士法の特例措置については、法務省の回答を参照されたい。 なお、公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	国土交通省
地方0018002	1		B09004	2		三洋信販債権回収株式会社	地方税の徴収事業	地方自治法施行令158条においては地方税の収納についての委託は明示されているが徴収に関する委託は明示されていないため、徴収についても明示頂きたい。また地方税債権の聴衆業務については弁護士法72条における非弁護士の法律事務取扱禁止に抵触するため、請求行為が出来ません。よって弁護士法72条の適用除外をご検討頂きたい。	公平な税負担の実現と適切な徴収コストのバランスが徴収業務には必要である。地方税法により公権力の行使を伴う行為は徴税吏員にしか認められていないので、一般的な納付要請の部分につき、民間業者の回収ノウハウ活用により、滞納税額の減少と徴収コストの削減が期待できる。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方0018002	2		B10005	2		三洋信販債権回収株式会社	地方税の徴収事業	地方自治法施行令158条においては地方税の収納についての委託は明示されているが徴収に関する委託は明示されていないため、徴収についても明示頂きたい。また地方税債権の聴衆業務については弁護士法72条における非弁護士の法律事務取扱禁止に抵触するため、請求行為が出来ません。よって弁護士法72条の適用除外をご検討頂きたい。	公平な税負担の実現と適切な徴収コストのバランスが徴収業務には必要である。地方税法により公権力の行使を伴う行為は徴税吏員にしか認められていないので、一般的な納付要請の部分につき、民間業者の回収ノウハウ活用により、滞納税額の減少と徴収コストの削減が期待できる。		弁護士法第72条、第77条第3項	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	I	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		法務省

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
											該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0018003			B10006	2		三洋信販債権回収株式会社	地方公共団体が出資設立した地方公社・公益法人が保有する金銭債権の徴収事業	都道府県や市町村が設立した地方公社および公益法人が保有する貸付債権等の金銭債権の徴収業務は弁護士法72条における非弁護士の法律事務取扱禁止に抵触するため、請求行為が出来ません。よって弁護士法72条の適用除外をご検討頂きたい。	地方公共団体のみならず、いわゆる第3セクターにおいても与信管理や債権回収において民間業者を活用することにより、業務の効率化が図れると考えられる。特に件数が多い奨学金や中小企業向け貸金においては、民間業者の回収ノウハウ活用により、延滞債権・貸倒債権の減少と徴収コストの削減が期待できる。		弁護士法第72条、第77条第3項	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	I	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場が少ない。地方公社及び公益法人の有する債権の回収については、その公益性にかんがみ中立公正な処理が強く求められる。また、紛争性のある案件も少なくない上、奨学金の回収などにおいては、債務者の利益にも十分配慮する必要がある。したがって、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		法務省
地方0021003			B09028	2		高浜市	会計管理者の補助組織機能の民間委託化に係る私人の公金取扱いの制限の緩和	地方自治法第243条では、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないこととされ、ここでいうところの特別の定めとして、公金の徴収及び収納については同法施行令第158条で、支出の権限については同法施行令第165条の3でそれぞれ限定的に私人への委託が認められている。しかし、同法171条第5項(改正前の第6項)に規定する会計管理者の権限に属する事務を処理するための補助組織の機能を民間(金融機関)に委託することは、現法上不可能であるため、同法243条の私人の公金取扱いの制限の緩和をお願いしたい。	会計管理者の補助組織(出納室、会計課など)は定例的な業務が多く、また、委託先も金融機関に限定すれば、持っているノウハウを十分活かせる業務であり、サービスの質は維持でき、コストの削減も十分見込まれる。また、会計管理者が設置されるため、公正の確保と責任の所在の明確化も十分果たすことができると考える。		地方自治法第170条第1項及び第243条、地方自治法施行令第158条	普通地方公共団体の会計事務については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、出納長及び収入役(会計管理者)がこれをつかさどることとされている。また、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。	I: 規制改革等の措置は不可能又は不適当と考えるもの		普通地方公共団体の会計事務を処理する権限は、当該普通地方公共団体の長から職務上独立した機関の責任の下に一元的に行わせる趣旨から、出納長又は収入役(会計管理者)の独立の権限として法により賦与されており、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、他の者に行わせることはできないものである。また、公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるので、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているものである。一方で、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるならば、普通地方公共団体自身が公金を取り扱うよりも私人に取り扱わせた方が適当な場合もあるため、一定の限度で私人の公金取扱いが認められているところである。なお、会計事務のうち、法令上の権限自体ではない補助的な業務については、民間事業者を活用することも可能であり、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合には、公金の徴収若しくは収納の権限を私人に委託することは可能である。		総務省
地方0022001	1		B09007	2		市場化テスト推進協議会	税等徴収業務に関する官民競争入札	徴税吏員資格の嘱託(及び民間事業者)への拡大(自治法243条の特例) サービス法における特定金銭債権(債権管理回収業に関する特別措置法2条)への租税債権などの追加	いわゆる団塊の世代の大量退職を迎える中で、自治体では徴税吏員数の減少などが現実の問題となりつつある。自治体においては嘱託や民間企業の手を借りなければ円滑な業務が困難になるところである。他方、公共サービス改革法では秘密保持義務・みなし公務員規定(法25条)が置かれたところ、この規定を活用しつつ民間活用ができるよう途を開かれない。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答							
											該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁	
地方0022001	2		B10008	2		市場化テスト推進協議会	税等徴収業務に関する官民競争入札	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	徴税吏員資格の嘱託(及び民間事業者)への拡大(自治法243条の特例) サービス法における特定金銭債権(債権管理回収業に関する特別措置法2条)への租税債権などの追加	いわゆる団塊の世代の大量退職を迎える中で、自治体では徴税吏員数の減少などが現実の問題となりつつある。自治体においては嘱託や民間企業を借りなければ円滑な業務が困難になることである。他方、公共サービス改革法では秘密保持義務・みなし公務員規定(法25条)が置かれたところ、この規定を活用しつつ民間活用ができるよう途を開かれない。		債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項	サービスが取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。サービス法の立法目的が、金融機関等の不良債権の実質的処理と債権の流動化の促進などであることから、租税債権はこれに含まれていない。	I	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少ない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。同様の理由から、サービスにこれを認めるのも適当でない。		法務省
地方0022004			B09010	2		市場化テスト推進協議会	固定資産評価業務の官民競争入札等	固定資産評価事務に民間を活用できるようにされたい。(地方税法353条、404条、405条、408条など)	現状においても補助業務への民間活用は見られるところ、今回公共サービス改革法では守秘義務・みなし公務員規定などが設けられたことに鑑み、包括的な委託も可能にすべきである。		地方税法第403条第2項、第404条、第405条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	I	I・IV	固定資産の実地調査及びそれに基づく評価(地方税法408、409)は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体となす事務である。これらは審査申出の対象となるなど課税庁として説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については、罰則により担保された質問検査権(家屋内部への強制的な立ち入り調査など地方税法353、354)に裏打ちされて実施するものであることから民間委託になじまないと考えられる。		総務省	
地方0029001	1		B09011	2		キャリアバンク株式会社	税等徴収業務に関する官民競争入札(都道府県税について)	事業税徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 都道府県民税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 自動車税徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。		地方税法第66条他	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省	

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
											該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方002900 2	1		B09013	2		キャリアバンク株式会社	税等徴収業務に関する官民競争入札(市町村民税について)	市町村民税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 国民健康保険税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。		地方税法第329条他	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方003100 1	1		B09015	2		株式会社エフアンドエム	税等徴収業務に関する官民競争入札(都道府県税について)	事業税徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 都道府県民税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 自動車税徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。		地方税法第66条他	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方003100 2	1		B09018	2		株式会社エフアンドエム	税等徴収業務に関する官民競争入札(市町村民税について)	市町村民税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 国民健康保険税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。		地方税法第329条他	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
											該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方003900 2			B10018	2		民間企業	家賃の特定金銭債権扱い対応	各都道府県の住宅供給公社が取扱う家賃について特定金銭債権として取扱い可能になればサービスにて督促業務が可能となり、回収実績の向上が見込める。	家賃の回収率改善		債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項	サービスが取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。サービス法の立法目的が、金融機関等の不良債権の実質的処理と債権の流動化の促進などであることから、住宅供給公社が取り扱う家賃はこれに含まれていない。	I	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。家賃の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、賃貸借契約及びその履行等に関する種々の紛争を伴う場合も少なくなく、他方、居住者の利益にも配慮する必要があるなど、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。なお、紛争性のない案件において、法律事務に至らない収納の代行(請求行為を行わない)を民間業者に委託することは、弁護士法72条に違反しない。同様の理由から、サービスにこれを認めるのも適当でない。		法務省
地方004000 2	1		B09022	2		足立区	地方税及び国民健康保険料の納付勧奨業務の民間開放	現在、国民年金保険料未納者に対する納付勧奨事業(滞納理由の確認、保険料納付の請求など)は、官民競争入札等の対象予定となっている。 公共サービス改革法の特設公共サービスとして国民年金勧奨業務と同様、地方税及び国民健康保険料の納付勧奨業務も対象とされたい。	歳入確保は喫緊の課題であり、秘密保持、みなし公務員規定などが適用される特定公共サービスとなれば、厳格な手続きのうえで、民間事業者の創意工夫を発揮させ、収納率向上、経費の削減が期待できる。 また、複数年の契約も可能となり、業務のモニタリング評価が次年度以降に反映されやすくなる。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	J	V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。		総務省
地方004000 2	2		B14003	2		足立区	地方税及び国民健康保険料の納付勧奨業務の民間開放	現在、国民年金保険料未納者に対する納付勧奨事業(滞納理由の確認、保険料納付の請求など)は、官民競争入札等の対象予定となっている。 公共サービス改革法の特設公共サービスとして国民年金勧奨業務と同様、地方税及び国民健康保険料の納付勧奨業務も対象とされたい。	歳入確保は喫緊の課題であり、秘密保持、みなし公務員規定などが適用される特定公共サービスとなれば、厳格な手続きのうえで、民間事業者の創意工夫を発揮させ、収納率向上、経費の削減が期待できる。 また、複数年の契約も可能となり、業務のモニタリング評価が次年度以降に反映されやすくなる。		国民健康保険法第七十七条、第七十九条の二、第八十条の二	国民健康保険料の徴収業務は保険者が行うこととされている。なお、保険料の徴収の事務については、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。	J	V	国民健康保険料の納付勧奨につき、督促等滞納処分に関わる業務など公権力の行使にわたるものは包括的に特定公共サービスとすることは不相当であり、民間委託は困難であるが、滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務等、公権力の行使に当たらない補助的な業務については、現行制度上も民間委託が可能となっている。		厚生労働省

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	省 庁 の 回 答					
											該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)
地方0044001			B09027	2		草加市	自治体の徴税業務を公共サービス改革法の対象とする	地方自治法第231条の3第3項・地方税法第331条・地方税法第298条第1項・地方税法第329条第1項・地方税法第1条第1項第3号等により、公権力の行使にあたる徴税業務に携われるのは市町村吏員に限られている。これを改め、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤嘱託員や自治体から委託を受けた民間債権回収会社の従業員も公権力の行使たる徴税業務に携わることが可能とするため、自治体の徴税業務を公共サービス改革法の対象とする。	税の徴収は、滞納者との交渉や、財産調査・滞納処分等の専門的なスキル・ノウハウが要求される業務であり、経験に裏付けられたベテラン職員が欠かせません。しかし、地方税制の抜本改正が予定されていることに加え、草加市においては、ベテラン職員の大量退職が目前に迫っていることから、徴収体制の抜本的な見直し強化が喫緊の課題となっております。このため草加市では徴収補助員(地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤嘱託員)を活用し、併せて、「非常勤嘱託員に特別徴税吏員資格を付与する」よう、特区提案も行って参りましたが、総務省の見解は「徴収補助員等の臨時職員は、徴税吏員に比して地方税法や地方公務員法による重い義務・罰則が課せられていないことから、私人の権利義務に対する重大な侵害となる要素を含む公権力の行使ではない。」というものでした。しかし、徴税業務を「公共サービス改革法」の対象とすることによって、当該嘱託員や民間企業の従業員に見なれ公務員規定が適用され、地方公務員法の義務・罰則の対象となることとなり、総務省が持つ懸念は解消されます。各自治体は、三位一体改革を通じた所得税から住民税への税源移譲を受けたことによる財源面での自立は勿論のこと、受益と負担の関係を明確にし、より一層公平な税負担を市民に求める必要があり、かつこれに要する「徴税コスト」も意識しなければなりません。また、国・都道府県・市町村がそれぞれに税・保険・年金等の徴収に関わる問題を抱えつつ、「公務員を削減しなければならない」という現実と直面していることも、各主体に共通する課題だと思われれます。そこで、これらの課題を解決するためには、民間の企業や経験豊富な徴収嘱託員等が蓄積しているノウハウの活用が不可欠だと考え、自治体における徴税業務を公共サービス改革法の対象とすることを提案いたします。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方0051006			B09032	2		個人	自治体の公金・使用料等徴収業務の市場化テスト	自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務の官民競争入札	現在、自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務は、民間のサービス等がノウハウ・経験を有しており、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため		地方税法第66条他	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方0052005	1		B09036	2		堺市	公租(地方税)・公課(国民健康保険料、介護保険料、使用料及び手数料等)その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務の民間委託(徴税吏員と同様の職務遂行の確保等)	【目的】公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を『そのノウハウを有する民間事業者に行わせる』。その際には、『債権情報を一元化した債権データ等』業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。 【規制改革要望の概要】次の各項目について、市の基準を満たした民間事業者に対して、その従業員が徴税吏員と同様の業務が行える法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。 ①督促は、公租である地方税地方税法329条等の規定により徴税吏員に限られている。公課は地方自治法第231条の3の規定により普通地方公共団体の長がすることとされている(国民健康保険法第79条にも個別規定あり)。 ②臨戸徴収をすることができる者は、単なる収納でない場合、徴税吏員に限られるとも考えられる。その場合、公課の「地方税の滞納処分の例による」とされているものも同様となる。	○現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。 ○債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。 徴税吏員と同様の業務を行わせることが困難な場合でも、公権力の行使を限定的に明示することにより、「督促」「催告(電話)(書面)(臨戸)」「収納」「調査(強制でない主に外観)」まで一元的に行うことができる。 ○包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。 包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(搜索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。	○公共サービス改革法と直接の関係はないが、債権回収業務についての知識・ノウハウを豊富に有する人材の有効活用を図る観点から、非常勤職員(特別職の非常勤嘱託員)についても、徴税吏員として十分な業務が行えるような法整備が必要であると考え。 (参考)平成17年4月1日付け総企第80号総務省自治税務局企画課長発「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」 3 地方税の徴収に係る非常勤職員等の活用 (2)非常勤職員(特別職の非常勤嘱託員)を徴税吏員に任命することの可否 特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でないことから、徴税吏員への任命はできないものである(なお、一般職の非常勤職員についても、本格的業務を行うことができない職員であると解されていることから、徴税吏員に任命することはできない。)	地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	I・J	I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	省 庁 の 回 答					
											該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)
地方0052005	2		B14011	2		堺市	<p>公租(地方税)・公課(国民健康保険料、介護保険料、使用料及び手数料等)その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務の民間委託(徴税吏員と同様の職務遂行の確保等)</p>	<p>【目的】公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を『そのノウハウを有する民間事業者に行わせる』。その際には、『債権情報を一元化した債権データ等』業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。</p> <p>【規制改革要望の概要】次の各項目について、市の基準を満たした民間事業者に対して、その従業員が徴税吏員と同様の業務が行える法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p> <p>①督促は、公租である地方税地方税法329条等の規定により徴税吏員に限られている。公課は地方自治法第231条の3の規定により普通地方公共団体の長がすることとされている(国民健康保険法第79条にも個別規定あり)。</p> <p>②随戸徴収をすることができる者は、単なる収納でない場合、徴税吏員に限られるとも考えられる。その場合、公課の「地方税の滞納処分の例による」とされているものも同様となる。</p>	<p>○現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。</p> <p>○債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。</p> <p>徴税吏員と同様の業務を行わせることが困難な場合でも、公権力の行使を限定的に明示することにより、「督促」「催告(電話)(書面)(随戸)」「収納」「調査(強制でない主に外観)」まで一元的に行うことができる。</p> <p>○包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。</p> <p>包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(搜索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。</p>	<p>○公共サービス改革法と直接の関係はないが、債権回収業務についての知識・ノウハウを豊富に有する人材の有効活用を図る観点から、非常勤職員(特別職の非常勤嘱託員)についても、徴税吏員として十分な業務が行えるような法整備が必要であると考ええる。</p> <p>(参考)平成17年4月1日付け総務企第80号総務省自治税務局企画課長発「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」</p> <p>3 地方税の徴収に係る非常勤職員等の活用</p> <p>(2)非常勤職員(特別職の非常勤嘱託員)を徴税吏員に任命することの可否</p> <p>特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でないことから、徴税吏員への任命はできないものである(なお、一般職の非常勤職員についても、本格的業務を行うことができない職員であると解されていることから、徴税吏員に任命することはできない。)</p>	地方自治法第243条	地方自治法第243条「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。」の規定から、公金の徴収及び収納は法律・政令の特別の定めがない限り行えない。	I/J I/V	国民健康保険料等の債権回収業務につき、督促等滞納処分に関わる業務など公権力の行使にわたるものは包括的に特定公共サービスとすることは不相当であり、民間委託は困難であるが、滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務等、公権力の行使に当たらない補助的な業務については、現行制度上も民間委託が可能となっている。		厚生労働省
地方0052006	1		B09037	2		堺市	<p>公租・公課その他公金全般の債権回収業務の民間委託(私人への公金取扱の拡大等)</p>	<p>【目的】公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を『そのノウハウを有する民間事業者に行わせる』。その際には、『債権情報を一元化した債権データ等』業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。</p> <p>【規制改革要望の概要】次の各項目について、市の基準を満たした民間事業者に対して、公金全般の債権回収の私人への委託、民間事業者における随戸徴収の際の収納を可能とするなどの法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p> <p>①地方自治法第243条で私人への公金取扱の制限の規定がある。地方自治法施行令第158条で歳入の徴収又は収納の私人への委託の規定が設けられているが、その範囲は狭められている。また、同施行令第158条の2で地方税は収納の私人への委託のみ規定されている。</p> <p>②訪問徴収時の金銭の収納は、地方自治法第171条の規定により吏員その他の職員を会計職員に任命して行わなければならないとされている。</p> <p>③その他、目的(事項番号7に関する部分)を達するために必要な法整備(法律の特例)をしてほしい。</p>	<p>○現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。</p> <p>○債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。</p> <p>徴税吏員と同様の業務を行わせることが困難な場合でも、公権力の行使を限定的に明示することにより、「督促」「催告(電話)(書面)(随戸)」「収納」「調査(強制でない主に外観)」まで一元的に行うことができる。</p> <p>○包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。</p> <p>包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(搜索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。</p>	<p>○国民健康保険法第80条の2、介護保険法第144条の2及び児童福祉法第56条第4項で徴収や収納の私人への委託の規定があるが、事実上、徴収(債権回収)業務の委託は行われていない。</p> <p>○公営住宅法には、徴収・収納の私人への委託に関する規定がない。</p> <p>○公金全般の債権回収の私人への委託を可能とする地方自治法の法整備(法律の特例)を行う場合、各債権の個別法の整理を含めた法整理も必要になると考える。</p>	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I/J I/V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方0052006	2		B14012	2		堺市	<p>公租・公課その他公金全般の債権回収業務の民間委託(私人への公金取扱の拡大等)</p>	<p>【目的】公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を『そのノウハウを有する民間事業者に行わせる』。その際には、『債権情報を一元化した債権データ等』業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。</p> <p>【規制改革要望の概要】次の各項目について、市の基準を満たした民間事業者に対して、公金全般の債権回収の私人への委託、民間事業者における随戸徴収の際の収納を可能とするなどの法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p> <p>①地方自治法第243条で私人への公金取扱の制限の規定がある。地方自治法施行令第158条で歳入の徴収又は収納の私人への委託の規定が設けられているが、その範囲は狭められている。また、同施行令第158条の2で地方税は収納の私人への委託のみ規定されている。</p> <p>②訪問徴収時の金銭の収納は、地方自治法第171条の規定により吏員その他の職員を会計職員に任命して行わなければならないとされている。</p> <p>③その他、目的(事項番号7に関する部分)を達するために必要な法整備(法律の特例)をしてほしい。</p>	<p>○現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。</p> <p>○債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。</p> <p>徴税吏員と同様の業務を行わせることが困難な場合でも、公権力の行使を限定的に明示することにより、「督促」「催告(電話)(書面)(随戸)」「収納」「調査(強制でない主に外観)」まで一元的に行うことができる。</p> <p>○包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。</p> <p>包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(搜索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。</p>	<p>○国民健康保険法第80条の2、介護保険法第144条の2及び児童福祉法第56条第4項で徴収や収納の私人への委託の規定があるが、事実上、徴収(債権回収)業務の委託は行われていない。</p> <p>○公営住宅法には、徴収・収納の私人への委託に関する規定がない。</p> <p>○公金全般の債権回収の私人への委託を可能とする地方自治法の法整備(法律の特例)を行う場合、各債権の個別法の整理を含めた法整理も必要になると考える。</p>	地方自治法第243条	地方自治法第243条「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。」の規定から、公金の徴収及び収納は法律・政令の特別の定めがない限り行えない。	I/J I/V	国民健康保険料等の債権回収業務につき、督促等滞納処分に関わる業務など公権力の行使にわたるものは包括的に特定公共サービスとすることは不相当であり、民間委託は困難であるが、滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務等、公権力の行使に当たらない補助的な業務については、現行制度上も民間委託が可能となっている。		厚生労働省

要望No.	枝	制度	回答No.	分類No.	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答					
										該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)
地方0052006	3		B17011	2	堺市	公租・公課その他公金全般の債権回収業務の民間委託(私人への公金取扱の拡大等)	<p>【目的】公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を『そのノウハウを有する民間事業者に行わせる』。その際には、『債権情報を一元化した債権データ等』業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。</p> <p>【規制改革要望の概要】次の各項目について、市の基準を満たした民間事業者に対して、公金全般の債権回収の私人への委託、民間事業者における臨戸徴収の際の収納を可能とするなどの法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p> <p>①地方自治法第243条で私人への公金取扱の制限の規定がある。地方自治法施行令第158条で歳入の徴収又は収納の私人への委託の規定が設けられているが、その範囲は狭められている。また、同施行令第158条の2で地方税は収納の私人への委託のみ規定されている。</p> <p>②訪問徴収時の金銭の収納は、地方自治法第171条の規定により吏員その他の職員を会計職員に任命して行わなければならないとされている。</p> <p>③その他、目的(事項番号7に関する部分)を達するために必要な法整備(法律の特例)をしてほしい。</p>	<p>○現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。</p> <p>○債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことができ、効率的・効果的な業務を行うことができる。</p> <p>○包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。</p> <p>○包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(検索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。</p>	<p>○国民健康保険法第80条の2、介護保険法第144条の2及び児童福祉法第56条第4項で徴収や収納の私人への委託の規定があるが、事実上、徴収(債権回収)業務の委託は行われていない。</p> <p>○公営住宅法には、徴収・収納の私人への委託に関する規定がない。</p> <p>○公金全般の債権回収の私人への委託を可能とする地方自治法の法整備(法律の特例)を行う場合、各債権の個別法の整理を含めた法整備も必要になると考える。</p>	公営住宅法		J	公営住宅の家賃の決定並びに家賃等の金銭の請求、徴収及び減免に関する権限については、地方公共団体が行う。公営住宅に係る決定家賃の通知行為や家賃の徴収行為等(事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	公営住宅に係る決定家賃の通知行為や家賃の徴収行為等(事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	国土交通省
地方0052007			B09038	2	堺市	公租・公課その他公金全般の債権回収業務の民間委託(債権情報の一元化)	<p>【目的】公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を『そのノウハウを有する民間事業者に行わせる』。その際には、『債権情報を一元化した債権データ等』業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。</p> <p>【規制改革要望の概要】次の各項目について、民間事業者がより効率的・効果的に公金全般の債権回収が行えるように、市の基準を満たした民間事業者に対して、債権情報の一元管理(取得情報の共有化等)を可能とする法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p> <p>①地方税法第22条では、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされている。</p> <p>②地方公務員法第34条では、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされている。</p> <p>③その他、目的(事項番号8に関する部分)を達するために必要な法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p>	<p>○現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。</p> <p>○債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。</p> <p>○包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。</p> <p>○包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(検索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。</p> <p>○平成16年9月6日付け総務市第33号総務省自治税務局市町村課長通知で、国民年金保険料未納者対策として税務情報の提供を行うことが示されているように、「国や自治体の様々な未収金(未納者)対策」については、公平性、公正性の観点から、喫緊の課題となっており、各所管部局の情報を十分に活用する方向性にあるものと考えられる。</p> <p>○債権情報の一元化が実現すれば、効率的・効果的な債権回収が可能となり、累積債権額の圧縮を促進し、かつ公平性の確保等、結果として十分に市民(国民)の利益になるものと期待される。</p>	<p>○公共サービス改革法と直接の関係はないが、全債権情報を一元管理して民間事業者に債権回収業務を行わせることが困難である場合でも、自治体において全債権情報を一元管理することによる『公金全般の債権回収業務の一元的組織』を創設し、効率的・効果的な債権回収業務を行うことにより、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が実現できる可能性が高く、是非ともそのための法整備が必要であると考えられる。</p> <p>○また、包括的な民間委託を実施できる法整備が遅れた場合でも、自治体において全債権情報の一元管理ができていれば、民間委託が可能になった際の債権回収業務を民間事業者に移行することができる。</p>	地方自治法243条、地方自治法施行令第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を推進しているところである。	I・J I・V	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分については、「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴収吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	総務省	
地方0052008			B10016	2	堺市	公租・公課その他公金全般の債権回収業務委託(民間事業者の業務範囲拡大)	<p>【目的】公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を『そのノウハウを有する民間事業者に行わせる』。その際には、『債権情報を一元化した債権データ等』業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。</p> <p>【規制改革要望の概要】次の各項目について、民間事業者が公金全般の債権回収を可能とする法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p> <p>①債権管理回収業に関する特別措置法第2条の「特別金銭債権」について、貸付債権に限定されている(公租・公課その他公金全般の債権回収業務ができない)。</p> <p>②弁護士法第72条では「非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止」が規定されており、民間事業者が債権管理回収業務を行えない(債権管理回収業のみ①の規定により「特別金銭債権」の債権管理回収業務を行うことができる)。</p> <p>③その他、目的(事項番号9に関する部分)を達するために必要な法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p> <p>④現行制度で問題がないのであれば、その旨を明示してほしい。</p>	<p>○現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。</p> <p>○債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。</p> <p>○包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。</p> <p>○包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(検索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。</p>	<p>①サービサーが取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。サービサー法の立法目的が、金融機関等の不良債権の流動化の促進などであることから、公租・公課はこれに含まれていない。</p> <p>②弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業として行わない。また、その違反者には刑罰が科される。</p>	①債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 ②弁護士法第72条、第77条第3項	I I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。租税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、租税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。同様の理由から、サービサーにこれを認めるのも適当でない。	法務省		

要望No.	枝	制度	回答No.	省庁横断	個別施策	分類No.	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答					
												該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)
地方003900 1	1		B09029				民間企業	住民、納税者への分割払い手数料の負担を容認すること。	国、自治体で扱う税金等の公金について、クレジット等の第三者納付で行なう場合、住民、納税者が分割払いを希望した際に、分割払い手数料を住民、納税者が負担する方法も採用していただきたい。	<p>1. 分割払いを採用することにより、収納率が上昇するとともに支払方法の選択肢が拡がり、住民、納税者等のサービスにつながる。</p> <p>2. 国、自治体に手数料の負担はなく、かつ以下の2点の問題も満たされるものである。 ①第三者納付であっても期限までに納付される必要がある。 ②金銭で期限内に納付した住民、納税者との均衡を図る観点から、手数料を国、自治体が負担することは適当ではない。</p> <p>また、住民、納税者が自ら分割払いを希望するのであれば、分割払いに限定して手数料をかけることは妥当であると考え。 なお、手数料率については、公金という性格を鑑み当事者間(国及び自治体とクレジット会社)で適切に決定するものとする。</p>		クレジットカードを活用した地方税の納付は、第三者納付として実施されるものであり、当該納付が行われた後におけるクレジットカード会社と契約者たる納税者との関係については、地方税法に特段の規制は存在せず、地方団体等の判断に委ねられるもの。	J	V	同左		総務省
地方003900 1	2		B12001				民間企業	住民、納税者への分割払い手数料の負担を容認すること。	国、自治体で扱う税金等の公金について、クレジット等の第三者納付で行なう場合、住民、納税者が分割払いを希望した際に、分割払い手数料を住民、納税者が負担する方法も採用していただきたい。	<p>1. 分割払いを採用することにより、収納率が上昇するとともに支払方法の選択肢が拡がり、住民、納税者等のサービスにつながる。</p> <p>2. 国、自治体に手数料の負担はなく、かつ以下の2点の問題も満たされるものである。 ①第三者納付であっても期限までに納付される必要がある。 ②金銭で期限内に納付した住民、納税者との均衡を図る観点から、手数料を国、自治体が負担することは適当ではない。</p> <p>また、住民、納税者が自ら分割払いを希望するのであれば、分割払いに限定して手数料をかけることは妥当であると考え。 なお、手数料率については、公金という性格を鑑み当事者間(国及び自治体とクレジット会社)で適切に決定するものとする。</p>		クレジットカード払いによる国税の納付については、手数料負担の在り方等諸課題について検討を行っている段階であり、いまだ導入されていない。	K	—	クレジットカード払いによる国税の納付については、手数料負担の在り方等諸課題について検討を行っている段階であり、いまだ導入されていない。		財務省